

## 商品概要説明書

J Aフリーローン（一般型A）

（平成 26 年 8 月 1 現在）

商品名	J Aフリーローン（一般型）
ご利用いただける方	<p>○当 J Aの組合員の方。</p> <p>○お借入時の年齢が満 18 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 71 歳未満の方。 ただし、20 歳未満の農業者以外の組合員の場合は給与所得者の方。</p> <p>○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。</p> <p>○原則として、勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。</p> <p>○自己住宅（ご家族名義を含む。）または借家等生活の本拠が定まっており、原則として、同一地区内に 1 年以上居住している方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。</p> <p>○当 J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 J Aが定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>○生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。 ただし、負債整備資金、営農資金、事業資金等は除きます。</p>
借入金額	<p>○10 万円以上 300 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。</p>
借入期間	<p>○6 か月以上 5 年以内とします。なお、J A住宅ローンをご利用いただいている方は、6 か月以上 7 年以内とします。</p>
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p><b>【変動金利型】</b> お借入時の利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年 4 回見直しを行い、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p><b>【固定金利型】</b> お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J Aの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年 2 回返済方式（専業農業者の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 40%以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</p>
担保	<p>○不要です。</p>

保証人	<p>○当 J A が指定する保証機関（千葉県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</p> <p>○20 歳未満の方の場合は、J A が定める条件を満たす法定代理人に連帯保証人となっていただきます。</p>												
保証料	<p>○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>①一括払い（保証料率年 0.70%～1.60%） ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p><b>【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料（0.70%）（例）】</b></p> <table border="1" data-bbox="544 546 1350 645"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1 年</td> <td>2 年</td> <td>3 年</td> <td>4 年</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>3, 774</td> <td>7, 260</td> <td>10, 739</td> <td>14, 215</td> <td>17, 682</td> </tr> </table> <p>②分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年 0.70%～1.60%です。</p>	お借入期間	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	保証料（円）	3, 774	7, 260	10, 739	14, 215	17, 682
お借入期間	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年								
保証料（円）	3, 774	7, 260	10, 739	14, 215	17, 682								
手数料	○不要												
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部（電話：043-485-2941）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、千葉県農業協同組合中央会が設置・運営する千葉県 J A バンク相談所（電話：043-243-0011）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または千葉県 J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記千葉県 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>												

その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>
-----	--

J A 千葉みらい

(注) 1 借入利率は、「変動金利型」、「固定金利型」の計 2 種類から選択します。